

いのちと健康

ニュース

NO. 89

1995年 6月 1日

愛知働くもののいのちと健康を守るセンター

名古屋市熱田区沢下町9番3号

労働会館本館3F TEL. FAX 052-883-6966

編集発行責任者 中原 東四郎

〔全労働省労働組合〕

「過労死の認定基準の見直しを」

5/2、労働省に独自案提出

労働基準監督署の職員らでつくる労働組合、全労働（藤田忠弘委員長）は5/2までに、著しく過重でなくても業務が原因で発症したと認められる場合は、すべて労災認定すべきだとする独自の過労死（脳・心臓疾患による労災）認定基準案をつくり、労働省に基準を見直すよう求めた。

労働省の基準が「著しい過重な業務」や「災害的出来事」を認定の前提としているのにたいし、独自案は高血圧など個人の疾病が競合して発症した場合でも過労死認定すべきだとしている。

独自案では、業務によるストレスの判断については、労働者の責任の範囲なども重視すべきだと提案。

さらに、事業主が健康診断や適切な予防処置を怠っていたり、発症後の救急措置の遅れで症状が悪化したりした場合も過労死認定の対象にすべきだとしている。

全労働は約2年前から、労働基準監督署の現場職員を中心に「過労死問題検討委員会」を設け、基準の見直し作業をすすめていた。

（5/3 付「日経」報道より抜粋）

〔愛知県医療労働組合連合会〕

『医療と看護をかたるシンポジウム』

5/13、名古屋市女性会館で開催

パート3『医療と看護をかたるシンポジウム』が、5/13名古屋市女性会館で開催され約150名が参加者しました。

主催は『実行委員会』を構成する自治労連愛知県本部、名古屋市職員労働組合、名古屋市立大学教職員組合病院支部、名古屋大学職員組合、愛知働くもののいのちと健康を守るセンター、東海看護を良くする会、准看護婦のつどい、愛知医療労働組合連合会の8団体でした。

第1部では、「ざ！看護婦構成詩＊患者さんや家族とともに！」が上演。

スライドの「ナースウエーブの明日を求めて」が上映され、そのあと21名の看護婦さんによる胸をうつ『構成詩』がつぎからつぎと流れました。

第2部は、「闘病生活のなかで～患者の思い、家族の願い」と題して南医療生協患者会「はばたき会」会長足立くみ枝さんから講演がありました。

話のなかに笑いも入れて患者の思いと家族の願いを訴えられました。

講演のあと「会場からのトーク」が、参加者によっておこなわれました。

発言は看護、ヘルパー、家族、患者の立場から積極的な発言がありました。

全労連「いのちと健康を守る」

第2回 活動家養成講座

6/11(日) ～ 6/12(月)

第3回 学習交流集会

6/12(月) ～ 6/13(火)

会場== 伊東市「ホテル暖香園」

参加費== 講座と交流会とも参加

2泊6食 28,000円

講座のみ 1泊2食 13,000円

交流会のみ 1泊3食 14,000円

〔養成講座内容〕

第1講座「働くもののメンタルヘルス」

第2講座「労災職業病の予防と安全」

第3講座「職場における安全衛生活動の実態」

質疑・討論・まとめ

〔学習交流集会内容〕

講演 「過労死新認定基準の問題点と認定闘争」

特別報告 自治労連・建設一般・全港湾
阪神支部・長野県労連

分科会

第1 == 「健康管理と労働組合の役割」

第2 == 「職場の安全衛生活動」

第3 == 「在職死亡と過労死問題」

第4 == 「労災・職業病の認定・補償・
職場復帰闘争」

お知らせ

〔名古屋過労死を考える家族の会〕

傍聴で支援をお願いします

名古屋地裁 11F (1101号法廷)

※日程が変更される場合もありますので
お確かめの上、お出かけください。

5/25 (木) am10:30 ～12:00 森下さん
岐阜地裁3F

5/26 (金) pm 1:30 ～ 新井さん
(判決)

6/2 (金) am10:30 ～12:00 永須さん
(本人尋問)

am10:15 ～鈴木 (美) さん

6/7 (水) pm 1:10 ～鈴木 (美) さん

6/9 (金) pm 1:30 ～3:00 松井さん

6/13 (火) pm 1:10 ～ 木下さん
(7F 704号)

pm 1:15 ～ 安保さん
(10F 1001号)

6/14 (水) pm 1:30 ～3:00 柏木さん
(証人：田淵 Dr)

6/16 (金) pm 1:00 ～ 植松さん

pm 1:20 ～渡辺 (光) さん

pm 1:30 ～ 遠藤さん

6/30 (金) pm1:30～ 3:00 鈴木 (俊)
(証人：服部Dr)

7/24 (月) pm 1:25 ～渡辺 (光) さん



私たちの運動と署名にご協力ください
森下 芳太郎

職場の安全衛生

〔全労働省労働組合〕

過労死基準で改善案を当局に申し入れ

仕事と合理的関連あれば認定を

全労働省労働組合（全労働、藤田忠弘委員長）の過労死等問題検討委員会は過労死認定基準の改善案をまとめ、このほど労働省当局に申し入れました。

全労働は労働基準監督署の職員も加盟する組合です。

過労死のきびしい認定基準は、現場の労基署職員の間でも「わかりにくい」と大きな問題となり、全労働は二年前に設置した検討委員会で、改善内容を論議してきました。

改善案は、過労死にあたるケースとして

- ① 激しい「肉体労働」や怒りなどの「強い精神的感動」によって、「急激な血圧の上昇」などの変化を「起こすであろうと認められる業務」で発症した場合。
- ② 労働者本人にとって、持病が悪化する「おそれがある業務による負担」で発症した場合。
- ③ 使用者側が「適切な健康管理、もしくは救護措置を講じなかったため発症」した場合の3点をあげています。

持病と過労の両方が原因となって死亡しても、「共働原因」として業務上（過労死）と認定。

✓さらに倒れた本人にとって負担だったかどうかを基準にしている点が、労働省の認定基準と大きく違うところです。

持病を悪化させる負担の具体例として

- ① 夜勤・交代制労働に長時間従事して倒れたケース。
- ② 長期にわたりノルマや納期に追われる過密労働に従事して倒れたケース。
- ③ 多くの責任ある仕事が一にかぶさって倒れたケース。

などをあげています。

労働省の認定基準は、過労死を引き起こしたさまざまな原因のうち、働きすぎが唯一・最大の原因であることが証明されなければ過労死と認定しない考え方（相対的有力原因説）が基本にありました。このため、本人がいくら疲れていても同僚と一緒に倒れるようであれば、どんな長時間過密労働も過労死の「有力な原因」とみなされず、仕事とは関係のない「私病」として遺族からの労災申請がごとごとく却下されてきた経過があります。

全労働「検討委員会」は、憲法と労災補償制度の根本と最近の判例の流れをふまえて、こうした労働省の誤りを批判しています。

このなかで人間らしく生きる権利を明記した憲法にそって、労災補償制度を生活補償の一環としてとらえる重要性を強調し、本来「労働との間に合理的関連性が認められる場合はすべて業務上とする考え方に立つべき」だと指摘。

当面は、裁判の判決にそった認定基準の改善案を提起しています。

こうした改善によって、現状の長期間にわたる業務処理も「かなり軽減される」ともなっています。

（5/12付「赤旗」報道より抜粋）

〔日本産業衛生学会〕
『過労死防止へ法改正を提言』

4/26、「検討委員会」が発表

◆月50時間以上の残業禁止

◆深夜勤務は連続3夜まで

働きすぎによる過労死をなくすには「月50時間以上の残業禁止」などの法的規制が必要——といった提言を日本産業衛生学会「循環器疾患の作業関連要因検討委員会」がまとめ、4/26名古屋市で開催され同学会会場で配布された。

委員会では内外の文献や、過労死の労災申請例の分析などから労働基準法、労働安全衛生法など関連法を改正し、長時間労働、夜勤労働の制限順守を事業主の責務として規定するよう求めている。

原則として「月50時間以上の残業、週60時間以上の労働」「サービス残業や持ち帰り残業」「バス、タクシー、長距離トラックなど路面交通労働者の時間外労働」「救急、警察、保安など厳しい条件下の労働者の時間外労働」などを禁止する。

また「休日労働には代休」を原則とし休日の買い上げは禁止する。

夜勤労働、特に午後10時から翌朝6時までの深夜勤務対策として「深夜8時間勤務する場合は2時間以上の仮眠時間を保証する」「徹夜勤務の明け日の就業を禁止し、徹夜の8時間は2勤務と計算する」「深夜勤務は連続3夜を限度とする」などを挙げている。

提言は「法改正は労働者の賃金維持を前提にし、身体リスクの大きい労働者に不利益をもたらさない」よう留意すべきだとし、ストレス緩和対策、健康診断などにも言及している。

(4/27付「朝日」報道より抜粋)

お知らせ

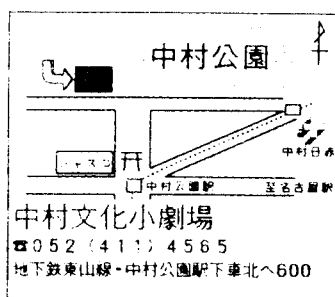
〔希求座〕

過労死
認定のドラマ「突然の明日」公演

ところ 名古屋市中村文化小劇場

とき 6月9日(金) PM6:30
10日(土) PM1:00
PM6:00
11日(日) AM11:00
PM4:00

前売券 一般 2,900円(当日2,300円)
中高生 1,500円(当日1,300円)



協力 名古屋過労死を考える家族の会
全国過労死を考える家族の会
名古屋過労死弁護団
愛知働くものの
いのちと健康センター
愛知県労働組合総連合
名古屋勤労市民生協労働組合